

## 小田原市測量標の管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市が設置した測量標の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、測量標とは、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第10条第1項の永久標識をいう。

(測量成果等の保管及び公開)

第3条 市長は、次に掲げる測量成果及び測量記録（以下「測量成果等」という。）を保管し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 建標承諾書等
- (2) 測量標設置位置通知書
- (3) 基準点配点図
- (4) 成果表
- (5) 点の記

2 測量成果等を閲覧し、又はその写しの交付を求めようとする者は、測量成果等閲覧・交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

3 測量成果等の写しの交付を受けた者は、前項の申請書に記載した目的以外にその測量成果等を使用してはならない。

### (測量標の移転)

第4条 法第39条において準用する法第24条第1項の規定による測量標の移転の請求は、測量標移転請求書（様式第2号）によって行わなければならない。

- 2 測量標が設置された土地又は建物の所有者は、日常生活上の支障等の理由により当該測量標の移転を必要とするときは、測量標移転請求書により、市長に請求することができる。
- 3 市長は、前2項の請求に対する承認又は不承認について、測量標移転決定通知書（様式第3号）により請求者に通知するものとする。

### (施工業者)

第5条 前条の規定による測量標の移転は、法第55条第1項の登録を受けている測量業者に施工させなければならない。

### (測量標の使用)

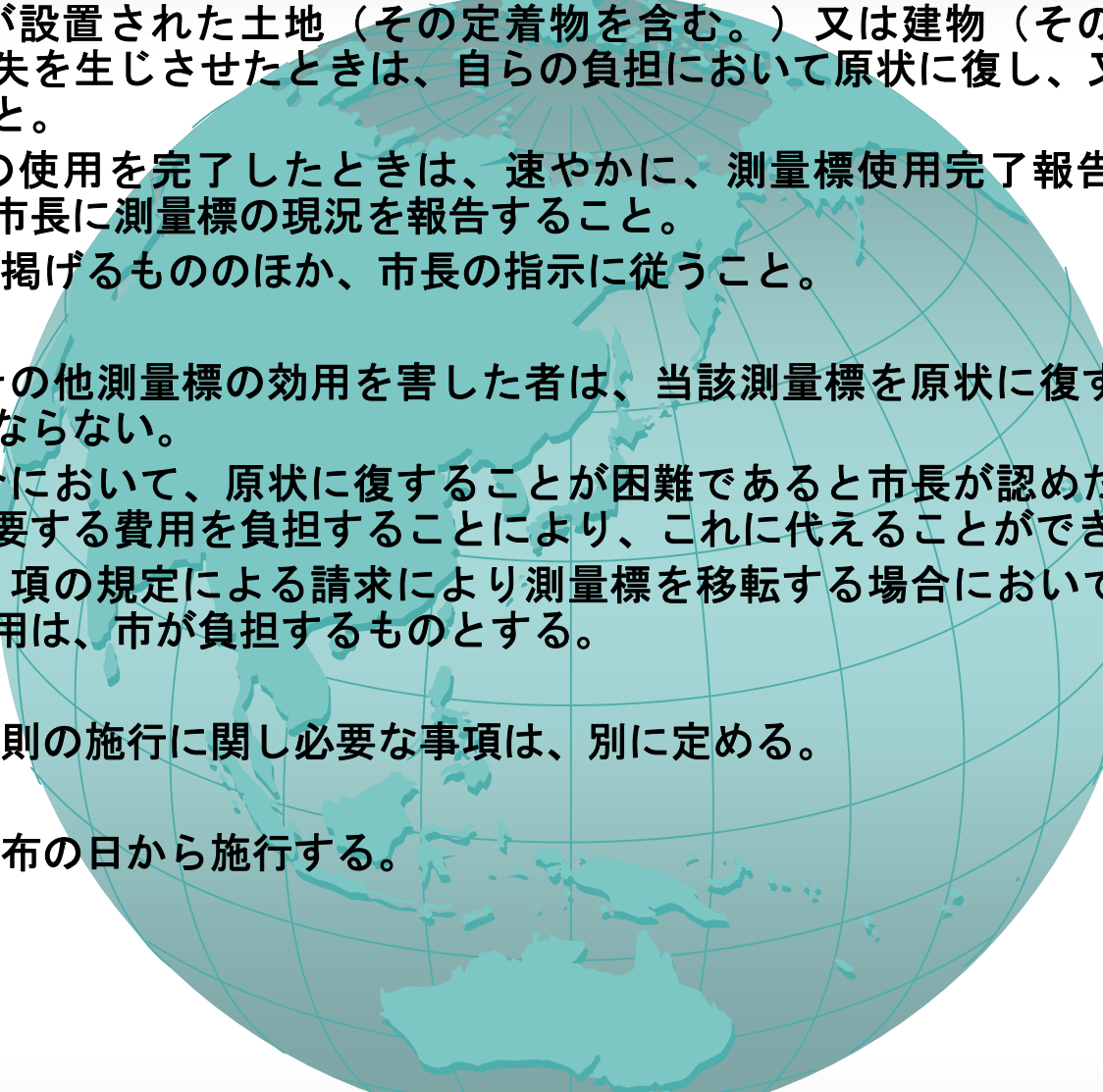
第6条 法第39条において準用する法第26条の規定により測量標の使用の承認を受けようとする者は、測量標使用承認申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。ただし、災害復旧等のため市長が特に緊急の必要があると認める場合については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請の承認をしたときは、申請者に対し、測量標使用承認書（様式第5号）及び身分証明書（様式第6号）を交付するものとする。

### (使用の遵守事項)

第7条 前条の規定により測量標を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 測量標の存する土地又は建物の管理者に対し、立入りについて承諾を得ること。
- (2) 前条第2項の規定により交付された身分証明書を常に携帯し、測量標が設置された土地又は建物の関係人からの請求があったときは、これを提示すること。

- 
- (3) 法第3条に規定する測量以外の行為をしないこと。
  - (4) 測量標が設置された土地（その定着物を含む。）又は建物（その附属設備を含む。）に損失を生じさせたときは、自らの負担において原状に復し、又はその損害を賠償すること。
  - (5) 測量標の使用を完了したときは、速やかに、測量標使用完了報告書（様式第7号）により市長に測量標の現況を報告すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

（費用負担）

第8条 き損その他測量標の効用を害した者は、当該測量標を原状に復する費用を負担しなければならない。

- 2 前項の場合において、原状に復することが困難であると市長が認めたときは、測量標の移転に要する費用を負担することにより、これに代えることができる。
- 3 第4条第2項の規定による請求により測量標を移転する場合においては、当該移転に要する費用は、市が負担するものとする。

（委任）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。